

中国における行政摘発の活用による 知的財産権保護について

李 虞 陳 李 李
文 隆 蓉 (訳) 超 (訳)

抄 録 中国では、知的財産権が侵害されたことを発見した場合、警告状の送付や和解などの自力救済のほかに、よく利用されるのは公的救済である。他国と異なり、中国における公的救済は、行政救済（「行政摘発」ともいう）と司法救済（民事・刑事）からなる並行体制が確立されている。特に行政摘発のほうは、行政機関の強い執行力の下で成立しており、中国独自の救済制度としてとらえられ、その実務運用の面におけるメリットとデメリットは諸外国の権利者の関心の的である。本稿では、行政摘発の概要、メリット・デメリット、進め方などを詳しく説明した上で、行政摘発と司法救済を全面的に比較し、事例と併せて知的財産権侵害に対する救済手段の選定の考え方を考察する。

目 次

1. はじめに
2. 行政摘発の概要
 2. 1 行政摘発の目的
 2. 2 行政摘発の仕組み
3. 行政摘発のメリットとデメリット
 3. 1 行政摘発のメリット
 3. 2 行政摘発のデメリット
4. 行政摘発の進め方
 4. 1 行政摘発の流れ
 4. 2 事例の紹介
 4. 3 行政摘発のタイミング
5. 司法救済と行政摘発の比較及び戦略の選定の考え方
 5. 1 司法救済と行政摘発の比較
 5. 2 事例の紹介
6. おわりに

1. はじめに

中国政府は、WTO及びTRIPS協定への加盟に伴い、知的財産権の保護に本腰を入れ、その

一環として、中国の知的財産権関連の法的枠組みが、WTO及びTRIPS協定に適合するよう、2008年に「特許法」の改正、2010年に「特許法実施条例」及び「著作権法」の改正、2013年に「著作権法実施条例」及び「商標法」の改正、2014年に「商標法実施条例」の改正を行い、積極的に法整備を推し進めてきた。近年において、知的財産権関連の立法が一層加速され、2018年～2019年の2年間に、「反不正競争法」、「オリンピック保護条例」、「電子商務法」、「特許代理条例」、「外商投資法」（知的財産権保護に関わる部分）、「商標法」（4回目の改正）、「反不正

* 上海恒方知識産権諮詢有限公司
中国弁護士 Lei LI

** 上海恒方知識産権諮詢有限公司
中国弁護士 Wenlong YU

*** 上海恒方知識産権諮詢有限公司
翻訳士 Rong CHEN

**** 上海恒方知識産権諮詢有限公司
中国弁護士 Chao LI

競争法」(2回目の改正)を含め、知的財産権の主な分野における法改正が行われた。これにより、司法救済、行政救済からなる知的財産権侵害に対する全面的な公的救済体制が確立され、ビジネス環境が確実に改善されている。

中国国家知的財産局(旧商標局)が発表した知的財産権関連事件の年間統計データによると、2013年から2017年まで、中国における各級の工商及び市場監督管理機関が立件、摘発した侵害・模倣事件は計30.85万件、事件総額は41.08億元(約624億円に相当)となった。うち、商標権侵害・模倣に係る摘発事件は17.29万件、事件総額は23.21億元(約353億円に相当)余りとなった¹⁾。2017年、中国における各級の工商及び市場監督管理機関が摘発した商標権侵害事件は2.7万件、事件総額は3.3億元(約50億円に相当)、没収及び過料の総額は4.4億元(約67億円に相当)となった²⁾のに対して、2018年、中国における各級の市場監督管理機関が摘発した商標法違反に係る事件は3.1万件、事件総額は5.5億元(約83億円に相当)、没収及び過料の総額は5.1億元(約77億円に相当)に達した³⁾。この統計データから、中国政府が知的財産権保護に大きく注力していることが示されている。

中国では、知的財産権侵害に対する救済手段として、主に司法救済(民事・刑事)、行政救済(「行政摘発」ともいう)、調停・和解などが含まれる。各種の救済手段には、それぞれメリット及びデメリットがあるが、権利者、特に海外の権利者にとって、コスト、社会的影響力、抑止力などの観点からどの救済手段を選定すべきかは最大の関心事であることは言うまでもない。これらの救済手段の中で、中国独自の、かつ海外で十分に知られていないのは行政摘発であろう。行政摘発は、立件が早く、手続きが便利で、所要期間が短く、コストが低く、かつ一定の抑止効果が期待できるなどのメリットがあるため、主な権利行使手段として認識されつつある。

本稿では、行政摘発の概要、メリット・デメリット、進め方などを詳しく説明した上で、行政摘発と司法救済を全面的に比較し、事例と併せて行政摘発の活用による知的財産権保護を検討する。

2. 行政摘発の概要

2.1 行政摘発の目的

中国では、権利行使のコスト及び所要期間を節約し、権利行使の早期化及び効率化を図るために、中国各地の行政機関は、法規定に基づき、強い執行力をもって各種の知的財産権侵害事件を扱い、行政決定や行政処罰などを通じて知的財産権保護に積極的に注力している。

2.2 行政摘発の仕組み

中国では、行政摘発による知的財産権保護は、「職権に基づく摘発」及び「申請に基づく摘発」の二つのパターンがある。

「職権に基づく摘発」とは、行政機関が、知的財産権を保護し、正常な市場環境を維持するために、被疑侵害者による知的財産権侵害を発見した場合、自発的に調査を行い、被疑侵害者に証明書類を提供するよう要求し、証明書類が提供されなければ、摘発を実施することである。

一方、「申請に基づく摘発」とは、権利者が、自らの知的財産権が侵害されたことを発見した場合、行政機関に摘発を申請し、救済を求めることである。

実務では、この二つのパターンは、相互に切り替えることもあり得る。例えば、行政機関は自ら侵害行為を発見した場合、権利者に通知し、行政摘発を申請するよう権利者に促すこともある。しかし、全体的に言えば、申請に基づく摘発事件は、職権に基づく摘発より圧倒的に多い状況である。

3. 行政摘発のメリットとデメリット

知的財産権は、性質上一種の私権であり、権利者は、知的財産権侵害を受けた場合、自らの状況に応じて、最も相応しい権利行使の手段を選定することができる。行政摘発のメリット及びデメリットを以下の通り説明する。

3. 1 行政摘発のメリット

(1) 立件が早い

通常、行政機関は、権利者が提供した侵害事実を裏付ける初歩的な証拠を審査した上、1～2日程度で立件し、摘発手続を開始することができる。しかも、行政摘発における証拠収集作業は主に行政機関が担うことになっている。行政摘発の段階では、証拠の形式に対する要求はそれほど厳しくなく、権利者が自ら収集した写真、映像も証拠として提出することが可能であり、また、通常、証拠について公証を行う必要がなく、手続が便利である。

(2) 所要期間が短い

行政摘発の所要期間が短く、通常、摘発を申請してから2～6ヶ月程度で摘発が完了し、処罰決定書が発行されるため、侵害行為を適時に停止することが可能である。手続の流れについては、4. 1において詳しく説明する。

(3) 行政機関が積極的に対応してくれる

権利者が行政摘発を申請する際に、知的財産権侵害を受けたことを裏付ける初歩的な証拠を提出すれば、行政摘発事件として立件される。また、訴訟事件で裁判所は受動的に証拠資料を検証するしかできないのに対して、行政摘発事件において、行政機関は、職権により侵害に係る証拠を自発的に収集し、侵害事実を認定することができることから、権利者による証拠収集や裁判所への調査令状の発行請求が不要とな

る。従って、権利者の権利行使の負担及びコストが大きく軽減される。

(4) 行政救済の措置が多様である

侵害行為に対する抑止効果を最大限にするために、行政機関は、権利確認、物品に対する強制措置（侵害品の差押え、封印など）、裁決、行政調停、処罰、侵害品の廃棄など様々な措置を単独で、または組み合わせて行うことが可能である。

(5) コストが低い

裁判所は侵害等の訴訟事件を受審する際に、訴額に応じて印紙代を定める。保全を申請する場合、保全費用が非常に高く、権利者が負担できないことも多々見られる。それに対し、行政摘発を申請する場合、行政機関に印紙代を支払う必要がなく、代理機構の手数料も訴訟より低い。

(6) 行政決定の効力が高い

法規定に基づき、当事者は、行政機関が下した処罰決定を不服とする場合、処罰通知書を受領した後に、行政不服審査又は行政訴訟により救済を求めることができる。しかし、行政機関による業務処理の制度化、規範化と透明化が進む中、実務上、行政機関が下した処罰決定のほとんどは、十分な証拠に基づく妥当な決定と言える。従って、事後の救済により処罰決定が覆されることはめったに見られない。一方、司法救済の場合、一審、二審ないし再審までに進まなければならないこともあり得る。それと比べれば、行政摘発のほうが即効的であると言えよう。

また、行政摘発において行政機関から入手した証拠は、裁判に活用することも可能であり、証明力も高い。

(7) 様々な侵害事件に対応可能

専門性が高く、難易度が高い特許や実用新案

以外の商標、著作権、意匠、不正競争などについては、行政機関は長年培ってきた豊富な経験やノウハウを持っているため、優先的に行政摘発を実施したほうが権利行使に有利であると思われる。

3. 2 行政摘発のデメリット

(1) 損害賠償がない

中国法律に基づき、行政機関は、権利者と侵害者の双方の間の損害賠償の交渉について調停を行う権限のみを有しており、侵害者が権利者に損害賠償を支払う旨の決定を下す権限を有していない。

従って、権利者が行政摘発において、侵害者に対し損害賠償を請求することができない。ただ行政摘発のメリット及び権利行使の実情に基づき、損害賠償の支払能力が低い自然人による侵害については、行政摘発により早期の侵害停止を図り、侵害品のブランドイメージへの悪影響などを最小限に抑えたほうが望ましいと思われる。一方、もし権利者が後日に損害賠償請求を希望する場合、行政摘発の手続が完了した後に、損害賠償を求める訴訟を提起することが可能である。これにより、早期の侵害停止を図るのみならず、行政手続において行政機関が収集した証拠を訴訟に活用し、訴訟における権利者の立証負担を軽減することもできる。

(2) 専門性が高く、難易度が高い侵害事件への対応が困難

前記の通りに、特許、実用新案に係る侵害事件の場合、侵害の有無の判断が極めて困難である。また、たとえ行政機関が侵害の有無を判断したとしても、侵害の有無を確認するために民事訴訟を提起される場合が多く見られる。従って、特許、実用新案など専門性が高い侵害事件の場合、行政機関が受理しない可能性が高いため、権利者は行政摘発を申請するとともに、出

訴の準備を整える必要があると思われる。

4. 行政摘発の進め方

4. 1 行政摘発の流れ

(1) 事前の証拠収集

権利者は、自らの知的財産権が侵害されたことを発見した後、侵害に係る証拠収集の戦略を策定し、侵害者に気づかれないように有力な証拠を大量に入手できるかは、その後の行政摘発の方向性及び効果を大きく左右すると思われる。従って、証拠収集は、行政摘発を成功させる決め手と言っても過言ではない。

通常、権利者は、自社の営業部門や取引先等から入手した侵害情報について、詳しく調査する必要があると判断し、さらに権利行使を検討する場合、経験が豊富で、かつ専門的な代理機構に依頼したほうが無難である。専門的な代理機構は、全国各地で調査経験が豊富な調査員を抱えている。これらの調査員は、現地の文化や慣習、行政機関の手続等を熟知しているため、よりスムーズに証拠を収集することが可能である。また、調査において相手方の意図をいち早く察知し、柔軟に対応することにより、相手方に気づかれないように証拠を入手することもできる。

(2) 摘発申請書類の準備

事前の調査により入手した証拠を分析し、侵害状況を把握した上で、行政摘発を実施することを決定した場合、以下の摘発申請書類を用意する必要がある。

① 摘発申請書

摘発申請書には、主に権利者の基本情報、侵害を受けた知的財産権、被疑侵害者の基本情報などが記載される。写真や公証などにより確保された証拠がある場合、行政機関が検証できるように、摘発申請書に付して提出することも可

能である。

② 知的財産権の証明書類

知的財産権の証明書類には、権利者、知的財産権の種類、存続期間、地域、区分などの情報が明記されなければならない。行政機関は、これらの記載内容に基づき、侵害の状況及び規模を判断する。

③ 権利者の主体資格証明書類

権利者の主体資格証明書類とは、行政摘発を申請する当事者の適格性を証明する書類である。通常、行政摘発を申請する場合、申請者は権利者及びその代理人に限定され、権利者と利害関係のない主体は、行政摘発を申請する資格を有しない。

④ 権利者により代理機構に発行される委任状

代理機構は、権利者からの委任を受けてはじめて行政摘発の手続を代理することができる。委任状には、委任者、代理人、代理権限、委任事項、委任期間などを明記する必要がある。

⑤ 代理機構により担当者に発行される委任状

権利者からの委任を受けた代理機構は、実際に摘発申請手続を行う担当者に、再委任関係を証明するための委任状を発行する必要がある。

⑥ 担当者の身分証明書

担当者は、行政摘発の申請手続において書類に署名することが要求される可能性があり、行政機関と代理機構、権利者との間の連絡役として、身分証明書を提示しなければならない。

また、上記の②～④は、中国以外の地域で発行された場合、中国において証拠として使用するために、公証・認証のうえ、中国語訳を付さなければならない。

ここに列挙した摘発申請書類は、通常必要とされるものである。地域によっては、摘発申請書類に対する要求事項が異なる場合もある。例えば、早急な対応が必要な海外権利者の場合、公証・認証及び翻訳に時間がかかることを考慮

し、差し当たり権利者が署名・押印した書類の写しを持って立件し、行政調査を開始することが認められる場合もある。

(3) 摘発の申請

行政摘発を実施する際に、期待できる効果や実情に応じて消費者名義でクレームを行うか、または権利者名義で不正競争、営業秘密侵害などを理由として摘発を申請することが可能である。

また、摘発申請書類の提出については、多くの地域では、知的財産権関係の摘発申請は、市民公共サービスホットライン「12345」にて受理されることになっている。権利者又は代理機構は、「12345」のウェブサイトでアカウントを登録し、摘発申請書類をアップロードし、摘発申請手続を完了させてから、当該摘発事件は侵害所在地を管轄する区・県レベルの市場監督管理部門に割り当てられる。もし区・県レベルの市場監督管理部門に受理されなかった場合、市レベルの市場監督管理部門に摘発を申請することも考えられる。摘発申請が市レベルの市場監督管理部門に受理された後、当該事件は区レベルの市場監督管理部門に割り当てられる。

実務上、摘発申請書類を侵害者の所在地の区・県レベルの市場監督管理部門に直接提出したほうが望ましいと思われる。その理由としては、市場監督管理部門の担当者と対面して事情を説明し、摘発の進め方について話し合うことが可能であり、また、市場監督管理部門の担当者は摘発事件を処理する立場にあるため、摘発手続の早期処理が期待できることが挙げられる。

(4) 行政調査

行政機関は摘発申請を受理し、立件を決定した後、行政調査に着手する。通常、権利者名義による摘発申請にしても、消費者名義による摘発申請にしても、行政調査の所要期間は、大体

3～6ヶ月程度かかるが、店内に商標権侵害に係るロゴを不正に使用するなど、侵害行為が明白である場合、行政調査は数日間のみかかる場合もある。また、営業許可証や生産許可証などの資格未取得を理由として消費者名義で摘発を申請する場合、行政調査の所要期間は3ヶ月程度である。権利者又はその代理機構は、行政機関に積極的に連絡し、事件の状況を詳しく説明し、行政機関と共に摘発の戦略を策定し、摘発行動に協力することは、行政調査をスムーズに展開するのに不可欠である。

(5) 処罰決定書の発行

行政調査が完了した後、侵害者に処罰を与えるべきと判断された場合、処罰決定書が発行される。処罰決定書には、侵害事実、処罰の根拠、処罰の内容などが明記される。行政調査が完了してから処罰決定書が発行されるまで、通常3ヶ月程度かかる。処罰決定書の早期発行を図るために、行政機関に積極的に事件の進捗を確認することが可能である。

4. 2 事例の紹介

以下に事例を挙げて行政摘発の過程を説明する。

2018年4月初頭に、某大手小型家電メーカー（権利者）は、銀川市の某卸売市場において自社ブランドのコンセント及びスイッチの模倣品

倉庫があるとの情報を入手した。調査員は、数日間にわたって当該模倣品倉庫に対し現場調査を行った結果、当該倉庫では当該ブランドのコンセント及びスイッチ製品の模倣品が販売され、商標権侵害に該当し、権利者の適法な権利利益を大きく損なったことが分かった。

当該倉庫の住所、面積、従業員、被疑侵害品などの状況を初期的に把握したうえで、権利者は当該倉庫に対し、行政摘発を申請した。侵害に係る証拠を収集し、市場监督管理局などの行政機関と積極的に連絡したところ、摘発申請が受理された。

権利者の代理人は、当該倉庫の近くで張り込み調査を実施し、2018年4月18日に摘発担当者と共に倉庫に入り、摘発を実施した。現場で被疑侵害商標ロゴが付されたコンセント1,500件及びスイッチ4,170件が差押えられ、指定倉庫に運搬、保管された。倉庫の責任者も連行され、事情聴取を受けることになった。

2018年5月29日、銀川市市場监督管理局は、侵害者に対し、①侵害行為を直ちに停止するよう命令し、②侵害商標ロゴが付されたコンセント1,500件及びスイッチ4,170件を没収し、③10,000元の過料を科す旨の処罰決定書⁴⁾を発行した。

本件摘発は、現場調査から摘発が完了するまでわずか2ヶ月であった。権利者、代理人、行政機関の三者間の連携により、早期の侵害差止

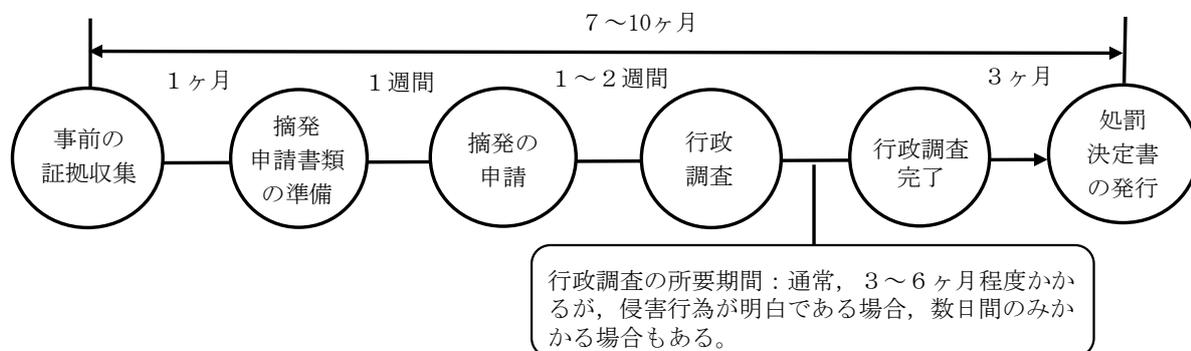


図1 行政摘発の流れ

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

めが実現され、模倣品のブランドイメージへの悪影響が最小限に抑えられた。

行政摘発の流れを図1に示す。

4. 3 行政摘発のタイミング

通常、知的財産権侵害事件の年間処理件数及び事件総額は、行政機関の業績評価の主要指標である。このような評価体系に基づき、年末年始は、行政機関にとっては重要な時期と言える。

年始には、行政機関の業績評価指標が正式に決定される。行政機関は、当年度の業績目標を早期に達成することにより、下半期の負担を軽減しようとするのが一般的である。また、もし年末に近づいても目標達成の見込みが立っていない場合、年末にかけて目標達成に向けた集中的な行政摘発に乗り出す場合が多い。

以上により、被害が比較的軽微な侵害行為に対する行政摘発を年中に実施し、被害の大きい重大な侵害行為に対する行政摘発を年末年始に実施したほうが望ましいと思われる。

5. 司法救済と行政摘発の比較及び戦略の選定の考え方

5. 1 司法救済と行政摘発の比較

(1) 救済の目的について

行政摘発の場合、行政機関は、権利者の損害賠償請求を認容する権限がないが、早期の立件・摘発及び救済措置の多様化などにより、早期の侵害差止めが実現できる。

もし権利者が損害賠償を希望する場合、直接司法救済（民事・刑事）を求めるか、または行政摘発手続を完了させてから司法救済により損害賠償を請求することが考えられる。

(2) 立件について

行政摘発の場合、初期的な証拠さえあれば、摘発申請が受理され、立件されるが、司法救済

になると、侵害に係る証拠が裁判所に採用されるには、公証手続を行わなければならない。

また、刑事事件として立件するには、侵害品の売上金額又は価値が一定の基準を満たすことが要求される。即ち、侵害品の売上金額が5万元以上に達した場合、または侵害品の売上金額が5万元に達していないが、侵害品の価値が15万元以上に達した場合のみ、刑事事件として立件できる。また、もし類似品侵害に該当する場合、金額の多少にかかわらず、刑事事件として立件できない。

(3) 証拠収集について

関連法令により、行政機関は行政摘発を実施する際に、製造現場への立ち入り調査、関連書類の検査、侵害品の差押えなどの権限を有する。行政機関は自ら証拠収集に取り掛かるため、権利者による証拠収集の負担が大きく軽減される。さらに、行政機関が収集した証拠は、証明力が高く、訴訟に活用することも可能である。一方、司法救済の場合、証拠収集は当事者が自ら行う場合が多く、裁判所に証拠の取り寄せを申請することは困難であると思われる。

(4) 期待できる効果について

実務上、行政摘発の抑止力が高くなく、処罰も軽いため、行政摘発が実施された後に侵害が再発するケースが多々見られる。

一方、司法救済の場合、侵害者は、損害賠償、侵害停止、謝罪、侵害品の廃棄など、行政摘発よりも高い代償を払うことになる。場合によっては刑罰を受けることもあり得る。

(5) 摘発対象について

侵害品の製造は、知的財産権侵害の原点であり、侵害品の卸売は重大な侵害行為である。製造及び卸売業者に対し、行政摘発を実施することにより、早期の侵害差止めを実現し、被害を

最小限に抑えることが可能である。また、製造量及び販売量が大きい場合、損害賠償を求める民事訴訟を提起することにより、大きな抑止効果が得られ、侵害の再発をある程度防止することができると思われる。もし事件総額が非常に高い場合、公安機関に刑事摘発を申請してから、損害賠償を求める民事訴訟を提起することも考えられる。

一方、侵害品の小売、ブランド便乗、虚偽宣伝など、侵害の程度が軽微な小売業者に対し、特段の事情がない限り、行政摘発を実施したほうが望ましいと思われる。販売量が比較的に大きい業者に対してのみ、行政摘発を実施してから損害賠償を求める民事訴訟を提起することも可能である。

5. 2 事例の紹介

2018年8月初頭、常熟中服電子商取引産業団地において、某著名スポーツブランドのスポーツウェアの被疑模倣品を低価格で大量に販売する倉庫があることが発見された。現場調査を行ったところ、毎日大量の被疑侵害品が当該倉庫から運び出され、現場では計5名の従業員がおり、物品の整理、梱包及び積荷作業を行っていることが判明した。

侵害品の数量が大きいため、抑止力の大きい救済手段として刑事摘発を申請することが決定された。権利者は、被疑侵害倉庫に対し張り込み調査を実施すると同時に、常熟市の現地公安機関に刑事摘発を申請した。しかし、公安では摘発事件が多く、人手不足であるため、短期間で刑事摘発を実施することが困難であり、実施可能な時期について別途通知するとの返事が来た。

当時、当該倉庫から被疑侵害品が大量に出荷されており、現場にある全ての被疑侵害品をいち早く差押えるために、刑事摘発を一旦中止し、まず行政摘発を申請することを決定した。各種

の行政機関と連絡し、行政摘発を申請した後、常熟市市場监督管理局は当日行政摘発を実施し、10名の摘発担当者を手配した。結果、二つの大型倉庫から大量の侵害品が差押えられ、倉庫の責任者も連行され、事情聴取を受けることになった。

刑事事件の立件が公安機関に拒否された場合、通常、上級の公安機関又は同級の検察機関に立件監督手続を申請することができるが、本件の場合、証拠が滅失しやすく、もし侵害者が被疑侵害品を顧客に販売してしまうと、侵害に係る重要な物証が失われることになる。従って、刑事摘発に代わって、まず行政摘発を申請することにより、早期の侵害差止めが実現できる。もし後日に刑事事件として立件する場合、行政摘発で入手した証拠も刑事事件に活用することが可能である。

6. おわりに

中国では、知的財産権保護システムが整備され、中国国内の知的財産権の運用環境が大幅に改善されたため、多くのグローバル企業は中国市場への進出を図っている。

一方、中国の知的財産権保護の水準は、依然として先進国と一定の差が見られ、改善の余地があると思われる。中国政府は、行政機関の強い執行力を生かし、行政摘発による知的財産権保護体制を構築することにより、司法救済及び自力救済の不足を補い、権利者の適法な権利利益を保護するよう取り組んでいる。

中国を取り巻く知的財産権環境が急速に変化する中、司法救済又は行政摘発などの救済手段を合理的に選定、活用し、救済の方策及び代替案を柔軟に策定することが求められている。

注 記

- 1) 中国国家知的財産局商標局、推進打撃侵權假冒工作 营造公平競争市場環境——商標局監督管理

処榮獲全国打擊侵權假冒工作先進集体称号

http://sbj.cnipa.gov.cn/sbjg/201802/t20180209_272333.html

2) 中国国家知的財産局商標局, 2017年工商和市場監管部門查處商標侵權典型案例

http://sbj.cnipa.gov.cn/sbjg/201804/t20180426_273944.html

3) 中国国家知的財産局, 国家知識産権局組織開展2019年知識産権系統執法保護專項行動

<http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/1137044.htm>

4) 銀市監罰字 [2018] 24号

(URL参照日は全て2020年3月20日)

参考文献

- ・張正釗, 韓大元, 比較行政法, p.194 (1998), 中国人民大学出版社
- ・孫笑俠, 法律对行政的控制, p.63 (1999), 法律人民出版社
- ・劉文華, 楊瀚輝, 胡剛, 陳三坤, WTO与中国知識産権制度的冲突与規避, p.202 (2001), 中国城市出版社
- ・楊海坤, 章志遠, 中国行政法基本理論研究, p.114 (2004), 北京出版社
- ・李琛, 論知識産権法の体系論, p.45 (2005), 北京大学出版社
- ・吳漢東, 中国法学, Vol.5, pp.97~106 (2006)
- ・徐家力, 法律適用, No.3, pp.92~93 (2006)
- ・于文明, 田力普, 国家知識産権戰略綱要, pp.109~110 (2008), 知識産権出版社
- ・馮曉青, 全球化与知識産権保護, p.100 (2008), 中国政法大学出版社
- ・張勤, 知識産権工作實務指南, p.266 (2008), 知識産権出版社
- ・曹新明, 梅術文, WTO框架下中国知識産権行政保護, p.236 (2009), 知識産権出版社
- ・鄧建志, WTO框架下中国知識産権行政保護, p.125 (2009), 知識産権出版社
- ・齊愛民, 知識産権法総論, pp.68~72 (2010), 北京大学出版社
- ・何華, 知識産権法典化基本問題研究, pp.95~97 (2010), 吉林出版集团有限责任公司
- ・吳漢東, 現代法学, Vol.35, No.1, p.22 (2013)
- ・石佑啓, 法学評論, No.6, p.12, pp.14~17 (2014)
- ・Richard A. Posner, Economic Analysis of Law, Little Brown Company, p.13 (1986)
- ・L. Ray Patterson, Stanley W. Lindberg, The Nature of Copyright: A Law of Users, Rights, p.2 (1991)

(原稿受領日 2020年4月23日)